

【介護保険負担限度額認定証について】

負担限度額認定とは生活保護等受給者や、要件をすべて満たす方に、介護保険施設やショートステイを利用時の食費と部屋代の自己負担額を軽減する制度です。認定証はこの制度の対象となる方に交付する証です。

| | |
|-----------|--|
| 第4段階(非該当) | ・市区町村民税課税者がいる世帯 ・別世帯の配偶者が市区町村民税課税者 |
| 第3段階② | ・本人の前年の年金収入金額等が120万円を超える者 ・本人の資産が500万円以下(夫婦の資産が合計1,500万円以下) |
| 第3段階① | ・本人の前年の年金収入金額等が80万円超120万円以下の者 ・本人の資産が550万円以下(夫婦の資産が合計1,550万円以下) |
| 第2段階 | ・本人の前年の年金収入金額等が80万円以下の者 ・本人の資産が650万円以下(夫婦の資産が合計1,650万円以下) |
| 第1段階 | ・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 |

区役所保険年金課保険係に申請し、交付要件を満たしている場合は、申請月の初日から有効な認定証を交付されます。証の交付を受けたら速やかに施設にご提示ください。

【利用料金の概算について】

表面の①～④の合計額が請求額となります。概算については下記の下記の表をご参照ください。

| | 第4段階 | 第3段階② | 第3段階① | 第2段階 | 第1段階 |
|------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 要介護5 | ¥150,175 | ¥120,595 | ¥99,295 | ¥76,795 | ¥74,095 |
| 要介護4 | ¥147,665 | ¥118,085 | ¥96,785 | ¥74,285 | ¥71,585 |
| 要介護3 | ¥145,087 | ¥115,507 | ¥94,207 | ¥71,707 | ¥69,007 |
| 要介護2 | ¥142,372 | ¥112,792 | ¥91,492 | ¥68,992 | ¥66,292 |
| 要介護1 | ¥139,828 | ¥110,248 | ¥88,948 | ¥66,448 | ¥63,748 |

| | 2割負担 | 3割負担 |
|------|----------|----------|
| 要介護5 | ¥184,263 | ¥218,770 |
| 要介護4 | ¥179,533 | ¥211,820 |
| 要介護3 | ¥174,675 | ¥204,652 |
| 要介護2 | ¥169,530 | ¥197,107 |
| 要介護1 | ¥164,736 | ¥190,063 |

※30日分としての計算になります。

※ほかに個別加算及び保険外請求分がかかります。

※おおよそご利用料金となります。ご了承ください。

上記料金には 車いす等の介護用品・タオル・シーツ・おむつ・洗濯 が含まれています。